

議案第136号

宝塚市都市計画事業基金条例の制定について

資料1 宝塚市都市計画事業基金条例の概要

1. 都市計画税について

都市計画税は地方税法第702条及び宝塚市都市計画税条例に基づき、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理事業に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税する目的税です。

2. 基金設置の経緯

都市計画税については前年度決算において初めて、都市計画税を都市計画事業に充当しても、なお余剰金が生じたことから、当該余剰金を明確にした上で、後年度の都市計画事業に都市計画税を確実に充当するために基金を設置するものです。

3. 基金設置の根拠

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）（平成22年4月1日 総税市第16号）第9章目的税4都市計画税に関する事項（12）の記述のとおりです。

(12) 都市計画税を都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てた後にやむを得ず余剰金が生じた場合には、これを後年度においてこれらの事業に充てるために留保し、特別会計を設置している場合には繰越しをし、設置していない場合にはこのための基金を創設することが適当であること。